

スクールロイヤー制度創設によるいじめ予防研修の実施

八王子市教育委員会では、昨年8月のいじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された、再発防止に向けた8つの提言を受け、学校、家庭、地域、教育委員会の取組の現状、課題を踏まえ、いじめ防止に向けた取組を強化するため、「学校に対する支援」「子どもに対する支援」の大きく2つの枠組みで取り組んでいます。

このたび、いじめや保護者対応及び地域における問題等の早期解決に向けて、法律の専門家によるスクールロイヤー制度を創設しました。

つきましては、本制度の主な事業の一つである、いじめ予防研修を下記のとおり実施します。

記

1 日 時 2月7日（金）15時～16時10分

2 場 所 教育センター 3階大会議室（散田町二丁目37番1号）

3 当日の次第

(1) 15:00～15:10 教育長挨拶

(2) 15:10～16:10 いじめ予防研修（※）

講 話：「いじめ防止対策推進法が学校に求めるもの」

講 師：日野・子どもと家族法律事務所 弁護士 木村 真実 氏

対象者：日ごろから児童・生徒、保護者へ直接対応する教員（生活指導主任）

※いじめ予防研修は非公開となります。

○ スクールロイヤー制度の概要

(1)法律相談

学校が直面する諸課題への対応方法等について、幅広く相談に応じ、中立的な立場から法的な助言を行う相談事業を実施

(2)いじめ予防研修

市立小・中学校の校長、副校長、教員を対象に、いじめを未然に防止するための法的な視点に基づき、いじめ予防に関する研修を実施

<問い合わせ> 学校教育部教育総務課長 渡邊 聡

電話042-620-7323